

議案第24号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第3第1号の表を次のように改める。

項	区分			金額	
	認定の申請	床面積の合計	住宅		
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると認めた住宅に係るもの	200平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	9,500円	申請に係る住宅が共同住宅等である場合にあっては、この表に掲げる金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸（同時に申請しようとするものに限る。）全ての数で除して得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）。ただし、その額が1,600円（増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては、2,000円）に満たない場合は、その手数料の額は、1,600円（増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては、2,000円）とする。
			増改築基準が適用される住宅	13,200円	
		200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	17,400円	
			増改築基準が適用される住宅	24,600円	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	30,100円	
			増改築基準が適用される住宅	42,500円	
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	47,900円	
			増改築基準が適用される住宅	63,600円	
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	89,200円	
			増改築基準が適用される住宅	117,900円	
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	155,300円	
			増改築基準が適用される住宅	203,400円	
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	269,700円	
			増改築基準が適用される住宅	343,100円	
2	住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅	200平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	22,200円	
		200平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	35,200円	

	に係るもの				
3	住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	67,300円	申請に係る住宅が共同住宅等である場合にあっては、この表に掲げる金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸（同時に申請しようとするものに限る。）全ての数で除して得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）。ただし、その額が5,500円に満たない場合は、その手数料の額は、5,500円とする。
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	107,900円	
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	205,200円	
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	353,300円	
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	550,300円	
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	1,007,400円	
4	その他の住宅に係るもの	200平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	68,800円	申請に係る住宅が共同住宅等である場合にあっては、この表に掲げる金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸（同時に申請しようとするものに限る。）全ての数で除して得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）。ただし、その額が12,000円（増改築基準が適用される住宅に係るものにあっては、18,300円）に満たない場合は、その手数料の額は、12,000円（増改築基準が適用される住宅に係るものにあっては、18,300円）とする。
			増改築基準が適用される住宅	106,700円	
		200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	122,400円	
			増改築基準が適用される住宅	190,000円	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	195,900円	
			増改築基準が適用される住宅	303,600円	
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	388,500円	
			増改築基準が適用される住宅	599,800円	
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	696,500円	
			増改築基準が適用される住宅	1,074,100円	
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1,199,300円	
			増改築基準が適用される住宅	1,847,100円	
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	2,223,500円	
			増改築基準が適用される住宅	3,419,400円	

備考

- 1 この表中の用語の意義は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）における用語の意義によるものとする。
- 2 備考1の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る住宅の床面積の合計とする。ただし、認定の申請に係る住宅が共同住宅等である場合については、当該住宅を含む建築物の床面積の合計とする。
- 3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。

別表第3第2号中「第6号」を「第4号」に改め、同号の表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表中の用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。
- 2 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積（建築基準法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては、当該各号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積）とする。
 - (1) 建築物の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。
 - ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下この号及び次号において「確認済証の交付」という。）があった場合
 - イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）
 - (3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積とする。
 - (4) 確認済証の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画を変更する部分の床面積（守口市建築基準法施行条例第5条第1項の表の備考1の第4号の市長が規則で定めるところにより算定したものに限る。）に2分の1を乗じて得た面積

別表第3第3号及び第4号を削り、同表第5号中「長期優良住宅建

築等計画に係る」を削り、「第2号、第3号又は前号の申出に応じ、それぞれ当該各号」を「前号」に改め、「（法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）」を削り、同号を同表第3号とし、同表第6号の表を次のように改め、同号を同表第4号とする。

項	区分		金額	
	認定の申請	住宅		
1	住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していると認めた住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	1,600円	
		増改築基準が適用される住宅	2,300円	
2	住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（当該変更の認定に係るものに限る。）が交付された住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	5,500円	
3	その他の住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	12,000円	法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更については、2,200円（申請に係る住宅が共同住宅等である場合は、2,200円を当該住宅に含まれる認定対象住戸（同時に申請しようとするものに限る。）全ての数で除して得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）。ただし、その額が100円に満たない場合は、その手数料の額は、100円とする。）
		増改築基準が適用される住宅	18,600円	

備考 第1号の表の備考1の規定は、この表についても適用する。

別表第3第7号を同表第5号とし、同表第8号を同表第6号とし、同表第9号を同表第7号とする。

別表第4第1号中「申請」の次に「及び法第55条第1項の変更の認定の申請（認定に係る評価手法の変更に係るものに限る。）」を加え、同号の表を次のように改める。

項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物の種別	認定に係る評価手法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	

1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この号及び第4号において「技術的基準」という。）に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
				50,000平方メートル以上のもの	319,900円
				その他のもの	モデル建物法によるもの
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	168,500円		
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,200円		
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	353,400円		
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,200円		
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	497,300円		
		50,000平方メートル以上のもの	643,400円		
		その他のもの	300平方メートル未満のもの		261,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		421,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		600,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		738,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		872,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		994,900円
			50,000平方メートル以上のもの	1,240,000円	
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		5,600円	
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円	
			200平方メートル以上のもの	46,000円	
3	共同住宅等	登録住宅性能評	300平方メートル未満のもの	11,000円	

	価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	223,500円
		50,000平方メートル以上のもの	339,400円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
		50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円

備考

- 1 「非住宅建築物」とは、人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）（以下この表において「住宅」という。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。
- 2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。
- 3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - （1） 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分の有する建築物（以下この表において「複合建築物」という。）に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。）（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に限る。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この表において同じ。）
 - （2） 住宅又は複合建築物の住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関
- 4 「モデル建物法によるもの」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第1の1-2ただし書及び2-1ただし書又は第3の2-1ただし書により評価したものをいう。
- 5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところ

による。

- 6 認定の申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、この表の第1項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に、同表第2項又は第3項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

別表第4第2号中「第54条第2項の規定による申出」の次に「（認定に係る評価手法の変更に係るものを除く。）」を加え、「第6号」を「第4号」に改め、同号の表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。
- 2 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積（建築基準法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては、当該各号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積）とする。
 - (1) 建築物の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。
 - ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下この号及び次号において「確認済証の交付」という。）があった場合
 - イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）
 - (3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積とする。
 - (4) 確認済証の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画を変更する部分の床面積（守口市建築基準法施行条例第5条第1項の表の備考1の第4号の市長が規則で定めるところにより算定したものに限る。）に2分の1を乗じて得た面積

別表第4第3号及び第4号を削り、同表第5号中「低炭素建築物

新築等計画に係る」を削り、「第２号、第３号又は前号の申出に応じ、それぞれ当該各号」を「前号」に改め、「（法第54条第５項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）」を削り、同号を同表第３号とし、同表第６号中「次の表」の次に「（認定に係る評価手法の変更に係る場合は、第１号の表）」を加え、同号の表を次のように改め、同号を同表第４号とする。

項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物の種別	認定に係る評価手法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,900円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	136,200円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	212,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	249,200円
			50,000平方メートル以上のもの	322,300円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	131,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	211,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	369,800円

				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	436,800円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	498,100円
				50,000平方メートル以上のもの	620,600円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの			3,400円
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	21,300円
				200平方メートル以上のもの	23,600円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,100円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	74,600円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	112,900円
				50,000平方メートル以上のもの	171,300円
		その他のもの		300平方メートル未満のもの	41,100円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円

備考 第1号の表の備考の規定は、この表についても適用する。

別表第4第7号を同表第5号とする。

別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とし、別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費

性能の認定に係る手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この別表において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める金額の手数料を徴収する。

- （１） 法第29条第１項の規定による認定の申請及び法第31条第１項の変更の認定の申請（認定に係る評価方法の変更に係るものに限る。）をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物の種別	認定に係る評価手法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第30条第１項各号に掲げる基準（以下この号及び第４号において「性能向上基準」という。）に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円
		その他のモデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	99,200円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円

				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	351,100円
				10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	421,900円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未 満のもの	495,000円
				50,000平方メートル以 上のもの	641,100円
			そ の 他 の も の	300平方メートル未満の もの	259,000円
				300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の もの	418,900円
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	597,700円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	736,200円
				10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	870,100円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未 満のもの	992,600円
				50,000平方メートル以 上のもの	1,237,700円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認めたもの			5,600円
		その他のもの	200平方メートル未満の もの	39,100円	
			200平方メートル以上の もの	43,700円	
3	共同住宅等	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認めたもの	300平方メートル未満の もの	11,000円	
			300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の もの	23,200円	
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	51,400円	

		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	91,800円
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	147,700円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未 満のもの	223,500円
		50,000平方メートル以 上のもの	339,400円
	その他のもの	300平方メートル未満の もの	78,700円
		300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の もの	131,200円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	223,400円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	320,100円
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	630,100円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未 満のもの	1,114,700円
		50,000平方メートル以 上のもの	2,048,600円

備考

- 1 「非住宅建築物」とは、人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）（以下この表において「住宅」という。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。
- 2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。
- 3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分の有する建築物（以下この表において「複合建築物」という。）に係る認定の場合 登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この表において同じ。）
 - (2) 住宅又は複合建築物の住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は登録建築物調査機関
- 4 「モデル建物法によるもの」とは、建築物エネルギー消費性能基準等

を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号（以下この号、第4号及び第5号において「省令」という。））第8条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準により評価したものをいう。

5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

6 認定の申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、この表の第1項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に、同表第2項又は第3項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

（2） 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者 前号の金額（法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出（認定に係る評価手法の変更に係るものを除く。）については、第4号の金額）のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	床面積の合計	確認の申請書	
1	100平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	31,000円
		書類又は図書のみ	33,000円
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	42,000円
		書類又は図書のみ	44,000円
3	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	58,000円
		書類又は図書のみ	60,000円
4	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	85,000円
		書類又は図書のみ	87,000円
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	114,000円
		書類又は図書のみ	116,000円
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	273,000円
		書類又は図書のみ	275,000円
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	468,000円
		書類又は図書のみ	470,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等	728,000円
		書類又は図書のみ	730,000円

備考

1 この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。

2 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

号に定める面積（建築基準法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては、当該各号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積）とする。

(1) 建築物の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。

ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下この号及び次号において「確認済証の交付」という。）があった場合

イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）

(3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積とする。

(4) 確認済証の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画を変更する部分の床面積（守口市建築基準法施行条例第5条第1項の表の備考1の第4号の市長が規則で定めるところにより算定したものに限る。）に2分の1を乗じて得た面積

(3) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者
前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	申出に係る昇降機の内容	確認の申請書	
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等	19,000円
		書類又は図書のみ	21,000円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	11,000円
		書類又は図書のみ	13,000円

3	小荷物専用昇降機を設置する場合（４の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等	9,000円
		書類又は図書のみ	11,000円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	7,000円
		書類又は図書のみ	9,000円

備考 金額の欄に定める金額は、１の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

（４） 法第31条第１項の変更の認定の申請をしようとする者 次の表（認定に係る評価手法の変更に係る場合は、第１号の表）の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物の種別	認定に係る評価手法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円
		その他のモデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	50,200円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
			50,000平方メートル以上のもの	321,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	130,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円

			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
			50,000平方メートル以上のもの	619,500円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		3,400円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
			200平方メートル以上のもの	22,500円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,800円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	74,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	112,900円
			50,000平方メートル以上のもの	171,300円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
			50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

備考 第1号の表の備考の規定は、この表についても適用する。

- (5) 法第36条第1項の規定による認定の申請をしようとする者
次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物の種別	認定に係る評価手法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この号において「消費性能基準」という。）に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	99,200円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	259,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円

				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの			5,600円
		その他のもの	仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円
				200平方メートル以上のもの	21,600円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
				200平方メートル以上のもの	43,700円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの		300平方メートル未満のもの	11,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,100円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,200円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	222,500円
				50,000平方メートル以上のもの	337,400円
		その他のもの	仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,500円

			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,000円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	551,300円
			50,000平方メートル以上のもの	966,800円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	319,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	629,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,113,700円
			50,000平方メートル以上のもの	2,046,600円

備考

- 1 第1号の備考1から3まで、5及び6の規定は、この表についても適用する。
- 2 「モデル建物法によるもの」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準により評価したものをいう。
- 3 「仕様基準によるもの」とは、認定の申請をしようとする建築物のうち住宅部分全てを、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）により評価したものをいう。
- 4 「建設住宅性能評価書」とは、住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。

(6) 法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は法第36条第2項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 1通につき980円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。